

午後1時零分再開

○議長（堀尾俊浩君） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次に、10番中島秀樹議員の質問を許可します。

10番中島秀樹議員。

（10番中島秀樹君登壇）

○10番（中島秀樹君） 質問の許可をいただきました10番の中島秀樹でございます。

昼食後の眠い時間だと思えますけれども、1時間お付き合いいただきたいと思います。

これからは質問席にて質問をいたします。

（10番中島秀樹君降壇）

○議長（堀尾俊浩君） 10番中島秀樹議員。

○10番（中島秀樹君） では、通告書に従い質問をいたします。

順番は、1番目に財政の見通し、2番目に地域環境整備補助事業の拡充について、3番目に学校安全についてを質問したいと思います。

では、1番目の財政の見通しについて質問をいたします。

私、この質問をしようと思いましたが、1年前の西日本新聞、2019年12月21日の朝刊なんです、その記事が目にとまりました。ちょっと見出しを読ませていただきたいと思います。

杵築、これは大分県の杵築市です。「杵築、避けられた財政危機。5年前から予想、手を打たず。市長、増収策まっしぐら、歳出増、市民、なぜこんな事態に」という見出しがについております。

私、この記事を見まして、杵築の議会も大変だろうと、いろいろ市民からの問い合わせなんかも多いだろうと思っておりまして、議会人としてやはり職責をきちんと果たしたいなと思って読んでおりました。

小見出しといたしますか、少し要約のところを読ませていただきたいと思います。

「2023年度に国の財政再生団体に転落するおそれがあると明らかにした大分県杵築市。財政の硬直度を示す経常収支比率が100%を超える危機的状況を受け、緊急財政対策に着手するが、実は5年前からこの状況を予想し、市監査委員は何度も財政運営の是正を求めていた。緊縮財政にかじを切る機会があったのになぜ手を打たなかったのか。自らの施策を推し進めることに傾注する永松悟市長に対し、市幹部が進言できなかった状況が透けて見える。」というふうになっております。

財政は大事でございます。財政の均衡というのは守っていかないと、その市に未来はありませんし、また、いろいろな未来への種まきといたしますか、夢と希望を市民に与えることができないと思っております。

財政の均衡、それから健全性というのを確保しないと、明るい未来はないというふうに

考えておりますので、議会人としてこの点が大丈夫なのかということについて今回質問をさせていただきます。

先日、朝倉市の財政の見通しを議会のほうで頂きました。私のほうの手元には数字がございますけれども、皆様の手元にはこの表はないと思いますので、なるべく聞かれても分かるように説明をしていきたいというふうに思っております。

まず前提となりますのは、この数字が正しいか正しくないかというのは、これは将来のことですので意味がないと思います。また、この表をつくるに当たりましては、数字を何か仮置きをしないとこの表はできませんので、何らかの数字を選んで数字を置かないといけません。ただし、その仮置きをした数字はどういう考え方に基づいて仮置きをしたのか、その考え方をやはり検証していったら、その考え方を検証することによって朝倉市の未来が見えてくるということが考えられると思います。

私はこの表をもらいましたところ、まず第一印象としては厳しいなと思うのが第一印象でございました。令和元年度の決算では、約15億円の黒字になっております。しかし、令和2年からは3億円のマイナス、令和3年が5億円、令和4年が9億円、令和5年が7億円、令和6年が4億円、令和7年が3億円、それぞれマイナス、赤字でございまして、そして、その累計の赤字が約31億円ほど令和7年にはたまるような形になります。

この31億円という数字は、財政調整基金、俗に言う、家庭に例えるなら貯金の部分が41億円ありますので、これをほぼ食いつぶすような状態になります。大丈夫なんだろうか正直思いました、厳しいなど。朝倉市はなかなか、やはり復旧・復興にお金がかかるし、この財政も油断をしていると大変なことになるなど思いました。

まず、お尋ねをいたします。財政の見通しになるんですが、本当にこれは大丈夫なんでしょうか。私は非常に心配をしております。累積で31億円ほどの赤字がたまる、この状況をどのように捉えたらいいのか、また、担当課としてどのように考えているのかお尋ねいたします。

○議長（堀尾俊浩君） 総務部長。

○総務部長（石井清治君） ただいま中島議員より質問のありました件につきましては、今年10月の月例の全協のときに、我が財政担当のほうから、合併特例債の新市建設計画に基づくところの財政の裏づけという形の中で見通しを皆様方のほうにお知らせをしたところでございます。

その説明のとき、財政課長のほうからの説明のときにも、本来、平成29年2月に、これは災害前でございましたが、財政の見通しという形の中で、当時は10年を見越して想定される事業等も盛り込んだところで作成をしておりました。

今回は平成29年7月九州北部豪雨災害発生後、あまりにも不確定要因が多いということで、これまで再三議会のほうからも財政の見通し等についての提示ができないかというようなやり取りも記憶しているところでございます。

そういう状況の中でこれまで作成に至らなかったというのが現状でございまして、さらに今年の場合、今般は新型コロナウイルス感染が発生するなどの中で、特に合併特例事業債の借入れも5年間延長可能とするためには、このような非常にと言いましょか、見通しについては見通しにくい状況の中で新市建設計画の更新に当たりましてやむを得ず作成した、少しでも今の現状を踏まえた上で皆様方のほうにお示ししたということを前提に、皆様方のほうにはお知らせをしたところであります。

先ほど議員のほうが昨年の杵築の例を参考にしながら、この間、厳しい状況の中で財政の見通しをということでございました。大丈夫なのかということでございますが、資料でこれは全協のほうでお配りした見通しの中で、先ほど議員が申されますように、あくまでも現状の中で、令和元年度につきましては決算ベースで、そして、それ以降についてはそれを見越したところでの現状の事業という形の中で推移する中で、最終的にこれは議員と重複しますが、累積としまして令和7年度には歳入歳出の差引きとしまして31億円相当の赤字というところの中で、さらに財政調整基金の部分としましても41億円相当を見越しておりますということはお察しのとおりでございます。

ただし、当然今後いろんな支出も想定されますし、そこあたりについては、この均衡を図るべきところの中で、特にうちのほうの総務財政課を中心として、今均衡を図るような取組を数字的なことも含めてやっているところでございます。

以上です。

○議長（堀尾俊浩君） 10番。

○10番（中島秀樹君） 数字の一つ一つが正しい正しくないっていうのはあまりこだわりたくないと思っているんですが、数字を仮置きするに当たりまして、やはり甘く見るやり方と辛く見るやり方っていうのがあると思います。この点についてはいかがでしょうか。

それと総務部長、私大丈夫でしょうかというふうにお尋ねしましたけれども、ここは「大丈夫です」と答えないといけないところじゃないでしょうか。

○議長（堀尾俊浩君） 総務部長。

○総務部長（石井清治君） 議員が申されますように、そこを踏まえたところで財政運営をするというところでございまして、見通しというのは確かにいろんな状況が今後発生しますが、今の段階では、これに基づいて財政運営をやっていくということの見通しでございますので、大丈夫という表現ではなくて、これに沿いながら事業を推進していきますという考え方でおります。

全協の中でもお示しをされましたように、特に特別交付税の部分がございまして。昨年、令和元年度までにつきましては順当に多額な特別交付税のほうが交付されておりましたが、令和2年度につきましては20億円というところで、本来財政担当としましては、もう少しあるのではなかろうか、と言いますのも公共の災害等についてもまだまだ平成29年災、さらにはその後の災害等も含んだところ、あるいは派遣職員の人件費等につきましても、そ

これを鑑みの中で本来もう少しあるのではなかろうかということで、ただし、多くは望めませんものですから20億円という試算をしておるところでございます。

令和3年度以降から令和7年度につきましては、平成28年まで災害前の特別交付税の部分が約10億円で推移していったということもございまして、それから以降につきましては、その金額を記載されたところでございますが、堅く、低く見込んだところでの見通しということで紹介をしたと思っております。

以上です。

○議長（堀尾俊浩君） 10番。

○10番（中島秀樹君） 今総務部長のほうから特別地方交付税の話が出ましたので、この件についてお尋ねいたします。

令和元年は30億円来ております。災害が起きてから70億円、40億円、30億円と令和元年までまいりました。通常は朝倉市は10億円ぐらいが今までもらっていた額でございます。令和元年決算では30億円もらいまして、今度、令和2年では20億円を当て込んでいらっしゃいます。これは歴代の市長、林市長も含めましてのおかげで御尽力いただきまして、たくさん特別に頂いていると思います。

ただ、この令和2年の20億円というのは、これはやはり死守をしないと、これからの財政運営上、非常に厳しい。これはもちろん朝倉市はもらう側ですから、捕らぬタヌキの皮算用はできませんけれども、しかし、こここのところは20億円、是が非でも確保すべきだというふうに考えております。

市長、この特別交付税の20億円については、どのような感触をお持ちでしょうか。私はこのこの部分は政治力というのが非常にものをいう世界だというふうに思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（堀尾俊浩君） 市長。

○市長（林 裕二君） 特別交付税交付金につきましては、令和2年度、20億円ということで見積もってきたところでございます。12月と3月に2回に分けてこの交付金を配分がなされるということでありまして、ちょうど昨日か今日、第1次配分、12月分の決定額が連絡をいただいたところでございます。端数はちょっとここに手持ちいたしてはおりませんけれども、昨年が18億円幾らかと今年が19億円幾らということで、1次配分についてはよかったというのが正直なところでございます。

特別交付税につきましては、2回目の配分、3月の配分が特にいろんな意味で努力を重ねる、さらに努力を重ねる必要があるというふうに言われておるところでございますので、コロナ禍ではございますけれども、ぜひ東京のほうの国会議員、あるいは総務省等とのお付き合いがある方に相談をしながら、ぜひとも頑張っていきたいというふうに思います。

12月の19億円については、ひとつ20億円の予算に対してよかったということでございます。これはやはり積み重ねた、これだけ要りますよと——災害等で、人件費とか工事をや

っていく上にといったことを財政のほうでしっかりきちんと説明ができるようなものをつくりまして、直接担当される課長とか局長とか、そういった方に説明をしてきたといったことについては効果があったのではないかというふうに判断をさせていただきます。

○議長（堀尾俊浩君） 10番。

○10番（中島秀樹君） 私も市長に同行させていただきまして霞が関のほうに行った経験がございます。今市長がおっしゃいましたように、課長、局長との市長とのパイプというのも目の当たりにさせていただきまして、ある意味安心をしている部分もございます。

しかし、今19億円という数字初めて聞きましたけれども、これが上積みになれば今後の財政運営上、さらに余裕が出るといいますか楽になりますので、ぜひとも3月分につきましてもコロナ禍という非常に難しい状況ではありますけれども、3月分もきちんと確保ができますようにお力添えのほうをよろしくお願いしたいと思います。

次に、では、今度は税収の件についてお尋ねいたします。

税収が令和元年度の決算では74億円の地方税が上がっております。令和2年は70億円、令和3年は71億円と大体まあ70億円の前半台という形で推移を見ているんですが、これは人口減少を朝倉市がする中、それからこのコロナの影響というのがあるって、こんなにも税収が確保できないのではないかというふうに心配しておりますが、この考え方はいかがでしょうか。

○議長（堀尾俊浩君） 総務部長。

○総務部長（石井清治君） 財政の見通しの中で、個人住民税につきましては、令和2年度は決算見込み額、令和3年度以降は税制改正や人口減少等を見込み、試算をしております。法人住民税も同様です。令和2年度の決算見込み額はコロナの影響分を減額しております。

固定資産税は、令和2年度は決算見込み額、令和3年度以降は、土地については下落分を令和5年度まで毎年0.2%の減、以後は同額で試算をしております。家屋については評価替えの年は4.0%の減、据置年は2.0%の伸びと試算をしております。償却資産は毎年2.0%の伸びとして試算をしているところで説明をしまいったところでございます。

以上でございます。

○議長（堀尾俊浩君） 10番。

○10番（中島秀樹君） 総務部長、とどのつまり堅く見ているということですか、お尋ねいたします。

○議長（堀尾俊浩君） 総務部長。

○総務部長（石井清治君） 議員のお尋ねのとおり、いろんなことを鑑みながら試算をしているというのが現状でございます。

現段階では、財政の見通しどおりの市税状況になるとは断言できません。コロナの状況次第では、法人税を中心に影響があると考えています。ただ、固定資産税につきましては、

国が補填措置を地方特例交付金で検討しておりますし、法人税等も全額ではありませんが、普通交付税や起債などで補填措置が講じられる予定があるということを承っておりますので、そこあたりを鑑みながら、今回の見通しの歳入の部分の大事な地方税等について試算をしているところでございます。

○議長（堀尾俊浩君） 10番。

○10番（中島秀樹君） 繰り返しますけれども、私は数字が正しいか正しくないかというのは申し上げるつもりはありません。その背景にある考え方、どういう考え方をしているのか、これをこの場で話をしたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

次に、ふるさと納税です。朝倉市は令和元年の決算では16億7,700万円という非常にたくさん数字も出て、非常に私は優秀だと思っております。

先日、朝倉市のライバルと言ったらちょっとおこがましいんですけども、糸島市のスーパー公務員と言われている岡さんという方の新聞記事が日経新聞に出ておりましたけれども、その糸島市もやっと10億円に届くところが見えたという数字が出ておりましたので、その糸島市と比べても16億円というのは非常に私は優秀だというふうに思っております。

令和2年は16億円、それから令和3年は13億円、令和4年も13億円というふうに、こう13億円ぐらいを見込んでおります。ふるさと納税というのは非常に水物ですので、ブームが過ぎるかもしれません。この13億円という数字を置いた根拠をお尋ねいたします。

○議長（堀尾俊浩君） 総務部長。

○総務部長（石井清治君） 令和元年度のふるさと納税の総額につきましては、決算のときにもお話をさせていただきましたとおり16億円、端数は以下としまして、16億円相当がございました。今年3月の施政方針の中で、令和2年度につきましては13億円を目指すところの中の皆様方のほうにお知らせをしておったところでございます。

特にこのふるさと納税というのは、確かに水物ということでございまして、昨年度来、いろんな全国の自治体の中でも制度的な支障に基づきまして再度申請をして、また新たに制度が生まれ変わった部分もございまして、朝倉市といたしましては、16億円というのは当然実績でございしますが、令和2年度につきましては、今度は歳出側との鑑みをしながら、実際、返礼品諸経費等につきましては、約2分の1というところでもございまして、その充当先の部分についても地方創生、あるいは復興というところの大事な財源という形の中で考えております。

ここは議場でございますので、今年の11月末までの令和2年度の実績を申し上げますと、13億3,000万円、昨年度同じ時期と比べますと4億円ほど既にふるさと納税の納税額が上がっております。これは元より担当課の頑張りもありましょう、経由サイト、すなわちふるなびなり、あるいはふるさとチョイスなり、いろんなサイトを使いながら全国に情報を発信した賜物と認識をしております。

このふるさと納税は、大事な朝倉市の財源の一つという捉え方の下に、16億円を実績と

してあるから、さらに先を見越しながら、今年度も、そして来年度もこの事業については取り組んでいこうというところで、早速、今年12月に入りました関係上、市職員のほうにも——市外の職員も多々おります——ぜひ朝倉市のためにふるさと納税を協力するようなお話もしておるところでございますし、先ほど言いますように大事な財源ということで、今後もこのふるさと納税については注視をしていきたいと考えております。

○議長（堀尾俊浩君） 10番。

○10番（中島秀樹君） 12月に入ったばかりで13億円という、非常にすばらしい数字だと思っております。16億円というのはもう射程の中に十分入っているのかなど。また、担当課のほうも非常にベストプラクティスといたしますか、よくやっていたらと思っておりますので、これは朝倉市に大きくふるさと納税というのは貢献いたしますので、ますます頑張ってくださいと思っております。

今、糸島市のふるさと納税が10億円台が見えてきたというような新聞記事があったという、これは12月1日の日経新聞なんですけれども、地方創生の推進役で糸島市の経営戦略課で岡祐輔さんという方がいらっしゃるんですけれども、その方が取り上げられているんですけれども、ここに書いてあるのが——ちょっと読ませていただきます。

「慣例や勘頼みではなくデータや客観的な根拠に基づいた政策立案、EBPM、エビデンス・ベースド・ポリシー・メイキングと呼ばれ、行政の効率性や実行性を高める欧米発の手法が日本でも広がりつつある。」というふうに書いてあります。

前例や勘だけで勝てる時代は終わりました。ここにありますように数字とファクト、データや客観的な根拠に基づいてやっていかないと、この厳しい自治体間競争には勝ち残れません。そういった意味でも、今日この財政のところというのは数字のほうを押しえておきたいというふうに思っておりますので続けさせていただきます。

次に、大型事業についてお尋ねいたします。

これだけ財政の見通しを見ますと、基金が40億円あるんですけれども31億円累計の赤字がたまっていく。合併特例債のほうは毎年13億円ずつ取り崩していくような形で組んであります。この13億円というのは、一応枠ベースで何に使うかというのはまだ具体的に決まっていないというふうに思っているんですが、やはり復興の途上にありまして、本当に朝倉市は大型事業をやる余力があるのだろうかというのは正直心配になるところでございます。たくさん大型事業が朝倉市には控えておりました。朝農の跡地の開発の問題、それから市役所の建替えの問題、それから小中一貫校の問題、たくさんございました。

本当に大型事業というのはできるんでしょうか。また、この大型事業をやってもいいのか、またはやらないといけないのか、そこのところについてどのようにお考えかお尋ねいたします。

○議長（堀尾俊浩君） 総務部長。

○総務部長（石井清治君） 現段階で先ほど議員が申されますように大型事業を手掛けて

いくことは難しいと考えているところでございます。一つ一つの取組について、財政状況を見ながら慎重に検討すべきであると考えているところでございます。

その中で、特に私どものほうの市長が就任されてからは、庁舎建設については検討をしてきた経緯がございます。ただし、災害復旧・復興を進めている中で、いまだ決断に至っていないのが現状でございますし、もうしばらく時間をいただきたいという思いで、今後の財政状況や市民ニーズを的確に捉え、財政運営を行うというところで今現在進んでおります。以上でございます。

○議長（堀尾俊浩君） 10番。

○10番（中島秀樹君） 今市庁舎建設の話が出ましたけれども、合併特例債、たしか令和7年度までだったというふうに考えております。市庁舎につきましては、着工して多分丸々2年はかかるとお思いますので、令和7年、令和6年ですから、令和6年度が始まる時にはもう着工しておかないと物理的に間に合わないと思います。今がもう来年、令和3年が来ようとしておりますので、そろそろ私は決断のときがきているのではないかとこのように考えております。

また、合併特例債は100を借りましたらば、およそ30強を返せばいいという非常に有利な借入れでございます。これを利用せずに本当に大型事業ができるんだろうかというふうにも思っております。

私、そこでふとちょっと考えたんですけれども、本当にその合併特例債は期限が令和7年というのがありますけれども、この令和7年というのを死守というか守らないといけない——ほかに借入れのすべというのはないんでしょうか。これだけいろんな補助金とかのメニューがあるような時代ですし、コロナであったりとか台風災害が起きたりとか、そういう時代でございます。何かほかに合併特例債に代わるセカンドベストという手段はないんでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（堀尾俊浩君） 総務部長。

○総務部長（石井清治君） 合併特例事業債という合併による恩恵は、議員が申されますように令和7年度で終了すると。確かに合併特例事業債は高率の交付税措置でありまして、様々な用途に充当できる非常に有利な起債であります。この終了は財政運営上、大きいものでございますが、その他の通常の起債は合併していない市町村と同様にあります。そのような起債や基金を有効に充当しながら、今後の財源の手当てを考えていくこととなるように考えているところでございます。以上です。

○議長（堀尾俊浩君） 総務部長。

○総務部長（石井清治君） 先ほどより庁舎建設に係るところの合併特例債が財源としてというところの切り口でございましたが、合併特例事業債は、先ほど言いますように様々な事業に充当でき、言いますように効率のいい起債ということでございます。

庁舎建設につきまして、当時これ以上に財源の手だてがないという状況でございました。

これは平成28年の熊本地震後、平成29年度に公共施設等適正管理推進事業という事業の中で、市町村役場機能緊急保全事業という新たな起債が追加されております。合併特例事業債よりも交付税措置率は低くなりますが、貴重な財源であるため、これも選択肢の一つであると考えているところでございます。

この起債は総務省との協議が必要になりますが、庁舎建設をすれば、近い将来判断していくことになってまいりますということでございます。以上です。

○議長（堀尾俊浩君） 10番。

○10番（中島秀樹君） 今の点もう一度お尋ねいたします。総務省のほうの起債、ちょっと名前を聞き取れなかったんですけども、それにつきましては熊本地震以降できたということなんですけれども、合併特例債ほどでは有利ではないというふうにおっしゃられました。合併特例債が約3割強。では、とどのつまり庁舎建設用の起債だというふうに理解したんですが、どれぐらい返せばいいんでしょうか。また、朝倉市はその条件に合っているんでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（堀尾俊浩君） 総務部長。

○総務部長（石井清治君） 合併特例債につきましては、もう言うまでもなく充当が95%で交付税算入率が70%ということで、全体の66.5%の部分が面倒を見ていただけますが、先ほど私のほうがお話したのは、総務省の事業の中で市町村役場機能緊急保全事業ということで、率は充当が90%、うち75%分に交付税算入率30%ということで全体の22.5%の内容となっております。

これはまだまだ平成29年度からの部分ということで、朝倉市の部分といたしましては、今のこの制度としましては、令和2年度までに実施設計ができていますものというところの中での捉え方の中で動いておりますので、そこあたりを踏まえながら、判断する際には総務省との協議をしていく選択肢があるという表現で先ほどさせていただきました。

○議長（堀尾俊浩君） 10番。

○10番（中島秀樹君） 今の部長の話ですと22.5%の措置があるということですので、返さないといけないのは約67%、となると合併特例債が33%ですので約3分の1返さないといけない、100借りたらですね。

でも、この庁舎用の起債は67%ですから約3分の2借りた分を返すという形になりますので、これも非常に、今まで合併特例債しかありませんでしたので、合併特例債というのはほぼ何にでも使えますので、ですからそういった意味でも、それはそちらのほうにお金を回して、これを借りるというのも一つのやり方、考え方のかなというふうに思っておりますので、総務省との協議が必要ということですので、私は協議をする価値が十分あるのかなというふうに思っておりますので、どうぞ御検討のほうをよろしくお願いいたします。

次に、基金についてでございます。

基金は40億円、朝倉市はございます。これは大体この40億円という数字は、災害直後では一気に減りまして1億円未満になったというようなときもございましたけれども、私はこの40億円という基金があったから、この前の平成29年の九州北部豪雨災害も乗り越えられたというふうに思っております。

これから大型台風が頻繁に上陸するような時代になりましたので、また九州北部豪雨と同じような目に日本全国どこでも遭う可能性が私はあると思っておりますので、基金はある程度持つておく必要があるというふうに考えております。

しかし考えてみましたところ、旧甘木時代のときにこんなに基金があったかなというふうに思っております。私なりに――基金にお金を積んでおく、貯金を非常に残しておくということは大事なことでありますけれども、必要以上にお金を残しておくのではなくて、ある程度、本当に必要な最低限の金額を残して、そして今朝倉市は財政が厳しいですので、生きたお金として使うというのも一つの考え方なのかなと思っております。

私は、災害のほうの国のいろんな補助とかもあるでしょうから、15億円ぐらいを1回の災害に真水の部分で朝倉市としては出さなくてはいけなくて、その2回分、30億円ぐらいが適正な基金の金額ではないかというふうに試算をしてみたんですけれども、これにつきましてはどのようにお考えでしょうか。この40億円という数字はこれから維持をしていくつもりでしょうか、それとも私のように30億円でもいいという考え方ででしょうか、お尋ねいたします。

○議長（堀尾俊浩君） 総務部長。

○総務部長（石井清治君） 財政調整基金の考え方、先ほど議員が申される部分に私どものほうも一部同調するところがございます。適正な額につきましては、以前より説明してきましたのは、平成24年災害に3カ年かかった際の総括といたしまして、一般財源が約15億円必要であったため、同じ災害が2回発生したとして30億円、ここは議員が申されるとおりでございますが、その他に財政調整として10億円という考え方を私どものほうが示してまいりました。

平成29年7月九州北部豪雨の復旧・復興は続いているところでございますが、現在この40億円を基に特別交付税の多額な交付もあり、何とか運営してきたところでございます。最終的には災害の復旧・復興などが終了し、今回の大災害にどのくらいの財源が必要であったかなどの検証を行うとともに、復旧・改良等により特に河川などは災害に強くなっていることなども勘案しながら、災害に対しての備えとなる額を見直すことになるかと考えております。今は40億円の財政調整基金を確保しておいてよかったというのが実感でございます。以上です。

○議長（堀尾俊浩君） 10番。

○10番（中島秀樹君） 今、部長のお話を聞いておまして、そういえば亡くなられた堀内部長が「15億円の2回分で30億円だよ」というような話を私が一般質問の事前通告のと

きに打合せをしたのを思い出しました。30億円という数字は、ある意味、40億円、多いほうがいいんでしょうけれども、一つの目安として考えておくべきなのかなというふうに感じました、思い出しました。

るる私述べてまいりましたけれども、やはり市民にとって朝倉市はお金がないと、そういうイメージを植え付けるのは私は得策ではないというふうに思っております。

やはり市民は、朝倉市に夢と希望がある市であってほしいと思っております。ただ、空手形を切ることはできませんので、やはりそこに財政的な財源の裏づけがないと私はまずいのではないかなと思っております。

ただ、私もこの今日、今やり取りをさせていただいたんですけれども、最初はこれをもたらしたときには厳しいなと思ったんですけれども、でも非常に可能性があるなど、今のふるさと納税の話しかり、それから特別交付税の話しかり、基金の残高の話しかり、やりようによっては十分乗り越えていけると、朝倉市、まだまだやれるぞというような気持ちを持っておりますし、見込みも持っております。ですから、そういった意味でも健全な運営をしていただきたいと思いますと思っております。

最後に、市長にお尋ねいたします。

今いろいろ議論をやらせていただきました。特に私は市長にお尋ねしたいのは、大型事業については、これは市長のお考えが色濃く反映される施策だと思っております。市庁舎というような具体的な名前も出てまいりましたけれども、この点を含め大型事業、それから、これからの財政運営の責任者としてどのようなお考えをお持ちなのかお尋ねをいたします。

○議長（堀尾俊浩君） 市長。

○市長（林 裕二君） 現在の朝倉市の財政につきましては、今日もいろいろと御質疑していただきました。考え方もお示しをされたところでございます。

現在、朝倉市の財政につきましては、やはり災害の影響がまだまだ続いているという状況があります。もう少しやっぱりたたないと先が見通しにくいというのが現実であるというふうに考えているところでございます。

とは言いながら、お金がないお金がないということは、専門の私どもは当然のことを認識しながらやる必要がございますけれども、市民の人たち、市民の皆さん方には、大変お金には苦勞はしているけれども、将来の朝倉市にやっぱり希望を持ってもらうということも御指摘のとおりだろうというふうに私も考えております。

こういったことから、大型事業と言っております中の市庁舎の建設を私はやっぱり最優先すべきであるという考えをお示しをさせていただきました。現在もその考え方は変わりません。市庁舎の建設に当たりましては、財政の見通し、それから市民の皆様方の状況等を勘案しながら、できるだけ早く判断をさせていただきたいと思っております。その他の大型事業については、もう少し状況を見る必要があるというふうに考えている次第でございます。

○議長（堀尾俊浩君） 10番。

○10番（中島秀樹君） 大型事業につきましては、今市民の皆さんという言葉が出ましたけれども、市民に対してやはり説明責任というのが求められるとっております。やはり市民は非常に朝倉市は災害の復興で大変だというのが本当に重く受け止めていらっしゃると思いますので、説明責任というのは大事であるというふうに思っておりますので、そのところは機会を設けて、ぜひとも説明をしていただければと思っております。

財政につきましては、夢と希望と財政均衡、これが両輪として市の運営をしていかないといけないというふうに思っております。どうぞよろしく願いいたします。

では、財政の見通しにつきましては質問を終わらせていただきます。

すみません、ちょっと長引いてしまいまして配分がうまくいかないんですけれども、次に、地域環境整備補助事業の拡充についてを質問させていただきます。

私の地域でもそうなんですけれども、道路愛護とかいって地域の清掃をしたりとか草刈りとかをするんですけれども、だんだんやはり高齢化が進んでおまして、空き家なんかも増えてまいりまして、もう自分たちだけではできないと、行政のほうでやってくださいというような声をよく聞きます。私は議員ですので、「中島議員、市役所に頼んでもらえんやろうか」とかというような話をよく聞きます。しかし、市役所もお金であたり人であったり、そういうリソースが限られていますので、そんなに何でもかんでもできるわけではないというふうに思っております。

そこでやはり未来といいますか、今の現状に合った施策を私は修正していくべきではないかというふうに思っております。

例えば、草刈りをするにしても、油代であたりとかそれから刃代——刈り払い機の刃だったりとか、そういった部分っていうのは、この補助事業ではお金が出ないというふうに思っております。ですから、こういったものを、マンパワーは地域の方に頼るけれども、そういったその金銭的な裏づけをして、地域の環境を地域の人に守ってもらう、そういったやり方にするような方法が私はいいいんではないかなと思っております。

今の地域環境整備補助事業につきましては5,000万円という予算枠があると思っておりますけれども、これをもっと増やして、その代わり縛りをもう少し緩くして拡充をしたほうがいいのではないかと思っております。このことにつきましては、小島議員も質問をなさいましたけれども、私も同じ考えでございます。この点についてはもう少しバージョンアップをすべきと、地域環境整備補助事業についてはバージョンアップをすべきだというふうに考えておりますが、いかがでしょうか。

○議長（堀尾俊浩君） 都市建設部長。

○都市建設部長（日野浩幸君） 地域環境整備事業の趣旨といたしましては、市内の各地域、生活住環境を改善するために実施する事業、補助事業でございます。

経緯といたしましては、市建設課が所管をする市道などの施設の補修等、そういったも

のに関して、市の対応では遅延となる案件について対応するというようなもので、それを各地域の采配で事業ができるようにということで始めたものでございます。

これまで補助対象となる事業につきましては、市が管理する市道、生活道としての里道、そういった舗装に加えまして、現行では、これも地域の要望を受けて、建設課所管の施設ではないのですが、これまで市または地縁団体が所有する、例えば自治公民館敷地内の準公共用地、そういったものの舗装工事も対象にしてきた経緯はございます。

ただし、おっしゃるように道路側溝や水路汚泥のしゅんせつ、草刈りなど今一斉清掃や道路愛護によって実施されているもの、こういったものについては現在では対象外というものでございます。

ただいま地域環境整備事業という考え方になるのかどうかは考えるべきところがございますが、提案がありました例えば地域住民に除草作業に要した燃料代とか草刈り機の替え刃とか、そういった提案ございましたけれども、これまで市が実施しております道路用地の除草等、そういったものについて地域で担うことが可能であるのかなどであれば、研究をしていきたいというふうには考えております。以上でございます。

○議長（堀尾俊浩君） 10番。

○10番（中島秀樹君） ぜひとも研究のほうをお願いしたいというふうに思っております。小島議員も高齢化等により、この自助・共助を維持しつつも限界に来ており、地域のほうは公助に頼らざるを得ない状況となっておりますと、そういうふうに言っておりますので、私もある程度の仕組みとしてサポートをしてあげないと、協働のまちづくりとかいうふうに言っておりますけれども、厳しい言い方をしますと、俺たちは行政の下請けじゃないというような声も聞こえてまいりますので、それなりのやはり資金的な裏づけであったり、使い勝手のいい仕組みづくりというのが必要だと思っております。

先ほどその財政的にも非常に厳しくて難しいというのはよく私も分かっておりますけれども、この5,000万円っていうのは、これは17のコミュニティで分け合うような形になりますので、やはりちょっと足りないのかなというふうに思っていますので、私はせめて倍ぐらいあったらいいのかなと。そして少し緩くするようなそういったのをイメージしているんですけども、倍はちょっとやり過ぎでしょうか、いかがお考えでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（堀尾俊浩君） 都市建設部長。

○都市建設部長（日野浩幸君） 近年、各地域で高齢化が進みまして、清掃活動における人手不足が生じるなど、活動に支障が出ていることについては聞いております。

このような状況から、生活住環境を改善するという要綱の趣旨に照らし、道路用地の草刈りや道路側溝及び水路のしゅんせつ等も地域による対応であったものを補助対象とする、そういったことができないか研究しているところでございます。

予算の増額についてお話がございましたけれども、現在でも地域によっては計画する事

業が現在の補助額では数年に分けて、数年にわたる事業となってしまうと、地区ごとの要望に対応できないとの声も聞こえてくるところもございます。

それに加えて、毎年実施が必要となる草刈りや道路の側溝、水路のしゅんせつというようなことも考えますと、現行予算で不十分であるとは認識はしておりますが、今後も協議は重ねていきたいと考えます。以上でございます。

○議長（堀尾俊浩君） 10番。

○10番（中島秀樹君） どうぞ地域のほうも非常にこれはニーズが高いというふうに思っておりますので御検討のほうをよろしくお願いいたします。

最後にすみません、5分前になりましたけれども、やれるところまでやるということで学校安全のほうをやらせていただきます。そして本当に申し訳ないんですけれども、続きはまた3月議会でやらせていただきたいと思っております。

私、学校安全というのは非常に大事というふうに考えておりました、この質問をしようと思いましたが、ASUKAモデルというモデルがございまして、これはさいたま市の小学校6年生の桐田明日香さんが駅伝の課外練習中に倒れ、緊急搬送された後、翌日30日に死亡するという大変悲しい事故が起きました。体育活動等における事故対応テキスト、これをASUKAモデルというんですけれども、この事故を教訓として市の教育委員会とかが非常に尽力されまして、教育研修等のテキストをおつくりになりました。

こういった学校の安全っていうのはどうなっているんだろうというのを、これはNHKの逆転人生と、そういう番組で、このASUKAモデルが取り上げられましたので、今回の質問をさせていただきたいというふうに考えております。

まず、学校安全の基本の柱となります安全教育といったものはどういったものかお尋ねをいたします。

○議長（堀尾俊浩君） 教育部長。

○教育部長（高木昌己君） 安全教育でございます。学校安全につきましては、学校保健安全法、法律がございまして、それに定められておまして、狙いとしましては、児童生徒が自ら安全に行動し、ほかの人や社会の安全に貢献できる資質、能力を育成するとともに、児童生徒の安全を確保するための環境を整えることでもあります。

また、学校安全の活動につきましては、安全教育と安全管理の2つから構成をされているところでございます。

学校におきまして安全教育につきましては、主に学習指導要領を踏まえて、学校の教育活動全体を通じて実施するようになっております。安全教育の内容としましては、生活安全に関する内容、交通安全に関する内容、災害安全に関する内容となっているところでございます。以上でございます。

○議長（堀尾俊浩君） 10番。

○10番（中島秀樹君） 先ほど部長のほうから出ましたように、学校保健安全法第27条で

学校の安全計画というのを策定しないといけないというふうになっております。

これを一つ一つ私はお尋ねしていきたいと思っっているんですけども、まず1つ目は、どんな教科で小中学校は安全教育をしているんでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（堀尾俊浩君） 教育部長。

○教育部長（高木昌己君） 小中学校におきます安全教育の内容につきましては、生活安全に関する内容、先ほど申しました3点の内容でございます。

生活安全、交通安全、災害安全という3つの内容で構成されておりますけれども、生活安全に関する内容としまして、日常生活の様々な場面における危険の理解と安全な行動の仕方、それから通学路の危険と安全な登下校の仕方、誘拐等の犯罪に対する適切な行動の仕方や犯罪被害の防止、インターネット利用によります犯罪被害の防止と適切な利用などがございます。

次に、交通安全に関する内容でございます。これにつきましては、道路を通行するときの危険の理解と安全な行動の仕方、交通機関利用時の安全な行動、自転車の正しい乗り方、交通法規の正しい理解と遵守、自転車利用時の運転者の義務と責任についての理解、法律で保険をかけるようにも、県の条例でなりましたので、その辺の通知も一緒に併せて行っております。

また、最後の災害安全に関するものとしましては、火災、地震、津波、風水害、土砂災害など発生時におきます危険の理解と安全な行動の仕方、避難場所の役割についての理解、災害に関する情報の活用や災害に対する備えについての理解、地域の防災活動の理解と積極的な参加、協力などがございます。

これらの内容につきまして、国語、社会、理科などの各教科、併せて道徳科、特別活動、総合的な学習の時間において1年間でどのように学習するかという年間指導計画を作成の下に、それに基づいて実施をされております。

○議長（堀尾俊浩君） 10番。

○10番（中島秀樹君） 続きはすみません、3月議会でやらせていただきます。質問を終わります。

○議長（堀尾俊浩君） 10番中島秀樹議員の質問は終わりました。

暫時休憩いたします。午後2時10分に再開いたします。

午後2時零分休憩